

税理士 西村太一の



経営に役立つ税情報

2024.04.19

アンビシャス税理士法人・アンビシャス株式会社



定額減税しま〜す！！



実際の作業は6月以降
準備は4月から！

対象者：令和6年分の所得税に係る合計所得金額
1,805万円以下である居住者。
(給与収入だけなら2,000万円)

アンビシャス税理士法人・アンビシャス株式会社



定額減税と給付の概要

対象世帯	支援内容	給付・減税時期
住民税・所得税課税 (約9500万人)	納税者と配偶者を含む扶養家族 1人当たり4万円 (所得税3万円、住民税1万円) を定額減税 例 父(納税者)+母(配偶者)+子(扶養) =12万円(4万円×3人)減税	2024年6月 開始
住民税非課税世帯 (約1500万世帯)	既に支給された 3万円に加え 7万円追加給付 子育て世帯には 子ども(18歳以下) 1人当たり 5万円を加算	23年12月 以降に順次 給付開始
住民税均等割のみ 課税世帯 (約200万〜300万世帯)	10万円給付	24年2〜3月 めど以降に 順次給付 開始
4万円未満の減税 (約2300万人)	4万円分、減税しきれない差額を 1万円単位で給付 減税が2万9000円分のみの場合 4万円との差額1万1000円を 切り上げて2万円給付	24年に入手 可能な課税 情報を基に 同年8〜9月 めど以降に 給付開始

※内閣官房の資料などを基に作成

アンビシャス税理士法人・アンビシャス株式会社



会社員40代・扶養家族3人の場合

	従来	令和6年6月	7月以降
月給	30万	30万	30万
- 社会保険料	3万	3万	3万
- 所得税	3,000	0	0
- 住民税	7,000	徴収なし 0	4,000
手取り	260,000	270,000	266,000
		+10,000円	+6,000円

所得税3,000円
×7ヶ月=21,000円
12万円-21,000円
=99,000円
切り上げ給付で
10万円支給

～令和6年12月まで継続
満額減税受けられず
年間合計8.4万円から
4万円減税=11ヶ月

所得税：3万×4人=12万
住民税：1万×4人=4万
計16万円減税

アンビシャス税理士法人・アンビシャス株式会社

令和6年所得税定額減税の仕方 (国税庁：パンフより)

【控除しきれない場合】

【控除しきれない場合】

* 給与明細には「減税額」を表示する
各人別控除事項簿を作成する

アンビシャス税理士法人・アンビシャス株式会社

作業手順

控除対象者
の確認

各人別控除事
績簿の作成

月次減税額の
計算

給与等支払時
の控除

控除後の
事務


- 4月 源泉定額減税申告書の提出依頼 (給与支払者⇒受給者)
- 5月 " 申告書の提出 (受給者⇒給与支払者)
- 6月 月次減税事務の実施
- 10月 年調定額減税申告書等の提出依頼 (給与支払者⇒受給者)
- 11月 " 申告書等の提出 (受給者⇒給与支払者)
- 12月 年調減税事務を含む年末調整事務の実施
- 1月 源泉徴収票の受給者への交付と法定調書の税務署への提出

(参考) (例) 給与所得に係る特別徴収の場合
税6月分は徴収せず、「定額減税(後)の税額」を税7月分～税5月分の11か月で均す。

アンビシャス税理士法人・アンビシャス株式会社

(参考)

- 給与2か所以上の者⇒ 源泉「甲」欄の給与支払者の源泉から減税
「乙欄」の給与からは減税しない。乙欄給与だけの方は確定申告で減税
- 給与と年金の収入がある者⇒ 両方とも減税される⇒ 確定申告で納付(精算)
両方で減税して給付決定申告で精算する・・・
(年金年間168万円以上(65歳以上)なら源泉あり)
- 源泉所得税<減税 ⇒ 給付を受ける⇒11千円なら切り上げて2万円給付!
個人住民税を課税する市区町村が定額減税しきれない差額を給付
申請方法が市町村により異なる・・・?
- 6月1日過ぎでの中途入社社員は? ⇒ 年間で減税処理する
- 年間所得が1,805万円を超える見込みの人は⇒ 減税する
対象者は“令和6年の所得金額”とあるので取り敢えず減税先行する・・・?
- ややこしいので、全て年末調整で処理したいが・・・
⇒それでは無理かもしれません・・・ダメですね・・・
もし、そうした場合は、罰則等あるのか ⇒ 無いようですが・・・
従業員からの苦情には耐えられませんが・・・
- 個人事業主 ⇒ 予定納税額から減税⇒ 最終は確定申告で精算する



アンビシャス税理士法人・アンビシャス株式会社



かんぱ〜い!!



アンビシャス税理士法人・アンビシャス株式会社



クラフトビールって、
地ビール?



アンビシャス税理士法人・アンビシャス株式会社

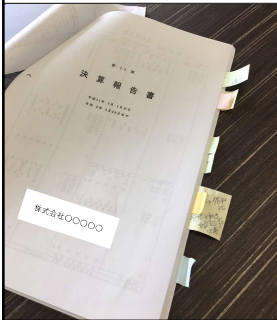
アンビシャス会員様へのサービス!!!

国税局OBによる
無料模擬税務調査（年一回）

貴社の決算資料・元帳等をもとに
指摘されるポイントを想定し、
事前準備の必要項目等をアドバイスします。
あなたの会社が狙われるのはココ！



① 3期分の決算書をチェック



② ポイントを事前にお知らせ
※こちらを参考に、資料をご準備いただきます。

- 【会社概要】
- 代表取締役 ○
 - 役員 ○
 - 監査役 ○
- 【関係会社・取引先】
- 取引先 ○
 - 関係会社 ○
 - 取引先 ○
 - 関係会社 ○
